令和２年３月オレンジ勉強会

特別清算手続・和解型

令和２年３月２７日
弁護士　尾形　駿

第１　特別清算の要件

１　実質要件（会社法（以下「法」という。）第５１０条）
（特別清算開始の原因）
第５１０条　裁判所は，清算株式会社に次に掲げる事由があると認めるときは，第５１４条の規定に基づき，申立てにより，当該清算株式会社に対し特別清算の開始を命ずる。
①　清算の遂行に著しい支障を来すべき事情があること。
②　債務超過（清算株式会社の財産がその債務を完済するのに足りない状態をいう。次条第２項において同じ。）の疑いがあること。
※破産の場合には，「支払不能」（破産法第１５条）

２　手続要件（法第５１１条，申立権利者）
（特別清算開始の申立て）
第５１１条　債権者，清算人，監査役又は株主は，特別清算開始の申立てをすることができる。
２　清算株式会社に債務超過の疑いがあるときは，清算人は，特別清算開始の申立てをしなければならない。

第２　特別清算の手続きの流れ

１　特別清算開始の申立て（法第５１０条，法第５１１条）

２　特別清算開始の決定（法第５１０条，法第５１４条）
（特別清算開始の命令）
第５１４条　裁判所は，特別清算開始の申立てがあった場合において，特別清算開始の原因となる事由があると認めるときは，次のいずれかに該当する場合を除き，特別清算開始の命令をする。
①　特別清算の手続の費用の予納がないとき。
②　特別清算によっても清算を結了する見込みがないことが明らかであるとき。
③　特別清算によることが債権者の一般の利益に反することが明らかであるとき。
④　不当な目的で特別清算開始の申立てがされたとき，その他申立てが誠実にされたものでないとき。

３　清算人代理選任許可申立て（法第５２５条）
（清算人代理）

第５２５条　清算人は，必要があるときは，その職務を行わせるため，自己の責任で１人又は２人以上の清算人代理を選任することができる。
２　前項の清算人代理の選任については，裁判所の許可を得なければならない。

４　清算事務
（１）開始決定日における解散日との比較賃借対照表及び財産目録作成・提出
（２）毎月末日における清算事務及び財産状況報告書の作成・提出
（３）その他報告書作成・提出

５　債権者との和解契約許可申立て・許可決定（法第５３５条１項４号）
事前に，和解契約書案を債権者及び裁判所に確認しておくことがポイント。
和解契約許可決定については，書面を取りたい場合には，証明申立てが必要。
（清算株式会社の行為の制限）
第５３５条　特別清算開始の命令があった場合には、清算株式会社が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、第５２７条第１項の規定により監督委員が選任されているときは、これに代わる監督委員の同意を得なければならない。
①　財産の処分（次条第１項各号に掲げる行為を除く。）
②　借財
③　訴えの提起
④　和解又は仲裁合意（仲裁法（平成１５年法律第１３８号）第２条第１項に規定する仲裁合意をいう。）
⑤　権利の放棄
⑥　その他裁判所の指定する行為

６　債権者との和解契約締結

７　特別清算終結決定申立て・許可決定（法第５７３条１号，法第９０２条２項）
（特別清算終結の決定）
第５７３条　裁判所は，特別清算開始後，次に掲げる場合には，清算人，監査役，債権者，株主又は調査委員の申立てにより，特別清算終結の決定をする。
①　特別清算が結了したとき。
②　特別清算の必要がなくなったとき。
（特別清算終結の申立てについての裁判）
第９０２条　特別清算終結の決定をしたときは，裁判所は，直ちに，その旨を公告しなければならない。
２　特別清算終結の申立てについての裁判に対しては，即時抗告をすることができる。この場合において，特別清算終結の決定に対する即時抗告の期間は，前項の規定による公告が効力を生じた日から起算して２週間とする。
３　特別清算終結の決定は，確定しなければその効力を生じない。
４　特別清算終結の決定をした裁判所は，第２項の即時抗告があった場合において，当該決定を取り消す決定が確定したときは，直ちに，その旨を公告しなければならない。

８　登記嘱託（法第９３８条１項３号）

（特別清算に関する裁判による登記の嘱託）

第９３８条　次の各号に掲げる場合には，裁判所書記官は，職権で，遅滞なく，清算株式会社の本店（第三号に掲げる場合であって特別清算の結了により特別清算終結の決定がされたときにあっては，本店及び支店）の所在地を管轄する登記所に当該各号に定める登記を嘱託しなければならない。

①　特別清算開始の命令があったとき　特別清算開始の登記

②　特別清算開始の命令を取り消す決定が確定したとき　特別清算開始の取消しの登記

③　特別清算終結の決定が確定したとき　特別清算終結の登記

以上